

# 農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託に係る企画提案公募要領

## 1 趣旨

山梨県では、「やまなし」ブランドの価値向上及び県産農畜水産物の更なる輸出拡大を目指し、海外における実店舗でのイベント（リアル）とインターネット上での情報発信（デジタル）を組み合わせたプロモーション、果実をはじめとした県産農畜水産物や地場産業製品等に関するSNS等を活用した情報発信の業務を実施するにあたり、企画提案公募により業務委託先の候補とする事業者を募集します。

## 2 企画提案を求める業務の概要

### (1) 委託業務の名称

農畜水産物戦略的輸出拡大業務

### (2) 委託業務の内容

別紙「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりです。

### (3) 予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金31,001,993円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額2,818,363円）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

### (4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和9年3月10日（水）を終期とします。

### (5) 業務の流れ

#### ア 委託業務内容詳細の協議

採択された企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュールなどについて、県と受託事業者で協議し決定します。

#### イ 業務の実施

受託事業者は契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、仕様書、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始してください。

#### ウ 実施報告

業務の実施結果をまとめ、県への実績報告書及び一般公開を目的とした公開版報告書を県に提出してください。

### 3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ・ 本件業務に関連する専門知識やノウハウを有していること。
- ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- ・ 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### 1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- （1）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- （2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- （1）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - ア．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であつて、ア. から エ. までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがあります。

#### 4 日程

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| ・ 令和8年4月14日（火） | 公募開始                         |
| 4月20日（月）午後3時必着 | 質問受付期限                       |
| 4月23日（木）午後5時必着 | 参加申込書提出期限<br>（参加資格を書面で審査します） |
| 5月1日（金）予定      | 参加資格審査結果の通知                  |
| 5月14日（木）午後3時必着 | 企画提案書提出期限                    |
| 5月19日（火）予定     | 企画提案プレゼンテーション審査              |
| 5月20日（水）以降     | 採択通知・契約締結・業務着手               |
| ・ 令和9年3月10日（水） | 業務完了                         |

#### 5 企画提案の応募に関する書類提出等

##### (1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）  
山梨県農政部 販売・輸出支援課 海外輸出支援担当

電話 055-223-1597

電子メールアドレス nou-han@pref.yamanashi.lg.jp

## (2) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式1）により受け付けます。

- ・ 受付期限 令和8年4月20日（月）午後3時必着
- ・ 質問方法 電子メール
- ※ 電子メールの件名は「農畜水産物戦略的輸出拡大業務企画提案質問」として  
ください。
- ・ 回答方法 回答は、令和8年4月22日（水）までに県ホームページ内の本  
業務募集ページにおいて公開します。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係の  
ない質問、本企画提案の公平性を保てないと判断される質問などは、  
一切受け付けることができません。

## (3) 参加申込書類の提出と参加資格審査

### ア 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出  
してください（各1部）。

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 誓約書（様式3-1）
- ③ 役員名簿（様式3-2）
- ④ 直近2期分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、附属明細表）
- ⑤ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ⑥ 国税納税証明書（その3の3）（税務署で交付される様式）
- ⑦ 都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）（都道府県で  
交付される様式）
- ⑧ 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から3か月以内に発行されたも  
の）
- ⑨ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式5）

※ ⑥及び⑦は、電子発行された納税証明書を印刷したものではなく、書面  
の納税証明書の原本を提出してください。

### イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参
- ※ 持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を  
除く）とします。

※ 平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とします。

#### ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行い、審査結果を企画提案応募者にメールにて通知します。
- ・ 審査方法は、別紙「農畜水産物戦略的輸出拡大業務に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとします。

### （４）企画提案書類の提出

#### ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、次の書類を提出してください。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ① 企画提案書かがみ（様式4）       | 1部            |
| ② 企画提案書（様式4-1）        | 10部（正本1部、写9部） |
| ③ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）   | 10部（正本1部、写9部） |
| ④ ①～③の電子データを記録したCD-R等 | 1枚            |

#### イ 企画提案書類作成上の注意点

- ・ 提案する企画は、「山梨県産果実の輸出拡大に向けた基本的な戦略」<sup>※1</sup>を踏まえた内容としてください。  
※1 県ホームページ（次のアドレス）に掲載  
<https://www.pref.yamanashi.jp/nou-han/yusyutusenryaku.html>
- ・ 企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営するため、アの写9部は、企画提案者名が分からないよう印刷してください。
- ・ 企画提案書（様式4-1）は、作成上の留意点や必須記載項目を厳守し、作成してください。特に、企画提案者の名称を記載するのは正本1部の表紙のみとし、その他の部分には一切記載しないでください。
- ・ 見積書には、仕様書5（1）～（3）を踏まえてそれぞれの経費明細を記載すること。また、正本1部にのみ、企画提案者が分かる情報（企画提案者名、所在など）を記載してください。

#### ウ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年5月14日（木）午後3時必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参

※ 持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）とします。

#### エ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

#### **(5) 選定方法等（企画提案審査）**

- ・ 別紙「農畜水産物戦略的輸出拡大業務に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとします。
- ・ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（25分）と質疑応答（20分）により行います。ただし、企画提案応募者数によっては、時間を短縮する場合があります。
  - ※ 令和8年5月19日（火）を予定。
  - ※ 場所は県庁内の会議室で行い、オンラインでの参加は認めません。
- ・ 企画提案審査の実施詳細は企画提案者にメールにて通知します。
- ・ プレゼンテーション時に追加資料の提出はできません。また、既に提出された企画提案書類の差し替えについてもできません。
- ・ 企画提案審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とします。
- ・ 企画提案審査結果をもとに、県が委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行います。ただし、第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

### **6 選定結果の通知・公表**

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知します。
- ・ 選定結果と契約内容は、契約締結後、県のホームページで公表します。
- ・ ホームページでの公表の内容は、議事要旨、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等です。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しません。

### **7 契約に関する事項**

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとします。
- ・ 山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除します。
- ・ 原則、企画提案書に記載された事項に基づき業務を遂行するものとし、企画提案書に記載された事項は、仕様書と合わせて契約時の仕様書として取り扱うこととします。ただし、業務の目的のため必要な場合には、内容を追加、変更又は削除する場合があります。

### **8 その他**

#### **(1) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施における県との間で使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨とします。

## **(2) 提出書類の取り扱い**

- ・ 企画提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、当該企画提案者に帰属します。ただし、採択された企画提案者の企画提案書を除きます。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案者が負うものとします。
- ・ 提出書類は返却しません。

## **(3) 企画提案応募に関する費用負担**

- ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案者自身が負担してください。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがあります。
- ・ なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

## **(4) 説明会**

企画提案に関する説明会は行いません。

## **(5) 県との連絡・調整**

受託事業者に選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら委託業務を進めることとします。

## **9 本件に関する問い合わせ先**

山梨県農政部 販売・輸出支援課 海外輸出支援担当  
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
電話 (直通) 055-223-1597  
電子メールアドレス nou-han@pref.yamanashi.lg.jp